

更新日：2024 年 4 月 1 日

# 学生生活について

大阪学院大学

大阪学院大学短期大学部

## 目 次

1. 学生証	1
2. 在籍確認シール	1
3. 通学定期券の購入	1
4. 自動車通学について	1
5. バイク・自転車通学について	2
6. キャンパスマナー	2
7. トラブルの防止	3
8. 遺失物と拾得物	5
9. 連絡方法	6
10. 登録情報（現住所・電話番号等）の変更	7
11. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	7
12. アルバイト	7
13. 課外活動	7
14. 学校における感染症	8
15. 学生相談・健康管理	10
16. 経済的支援（奨学金制度、学費減免制度など）	10

## 1. 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。卒業まで大切に扱ってください。常に携帯し、キャンパス内で請求があったときには速やかに提示するようにしてください。また学生証の表面には磁気ストライプが入っていますので、スマートフォンなどから強い磁気を受けると磁気データが壊れる恐れがあります。手帳型スマートフォンケースには入れず、磁気の影響を受けないところで保管してください。

## 2. 在籍確認シール（学生証裏面）

在籍確認シールは通学証明書を兼ねています。有効期限は入学された年から卒業される年までの4年間（短期大学部は2年間）です。入学オリエンテーション時に配付する学生証の裏面に貼付しています。必要事項（現住所、通学区間）を黒ボールペンなどで正確かつ丁寧に記入してください。在籍確認シールが貼付されていない学生証については、通学定期券・学割証および各種証明書の発行を受けることができませんので、注意してください。

なお、引っ越しなどで住所が変わった場合、引っ越しに伴い通学区間を変更する場合は、必ず学生課で所定の手続きを行ってください（各自で変更することはできません）。

## 3. 通学定期券の購入

電車・バスを利用して通学する者は、在籍確認シールの通学区間欄に必要事項を黒ボールペンなどで記入してください。通学定期券は、電車・バスの定期券売場に備え付けの定期券購入申込書に、学生証を添えて提出すれば購入できます。

【記入例/阪急バス（呉羽町～池田）と阪急電鉄（池田駅～正雀駅）を利用する場合】

通学 区間	呉羽町 . 池田	池田駅 . 正雀駅
	.	.

【注意事項】

- 通学定期券は、大学最寄り駅（JR 岸辺駅または阪急正雀駅）から自宅最寄り駅までの「最短区間」のみ購入できます。
- 課外活動、就職活動、アルバイトなどの理由で通学区間を変更することはできません。
- 引っ越しなどで通学区間を変更する場合は、必ず学生課で所定の手続きを行ってください（各自で変更することはできません）。
- 不正購入や不正使用が発覚した場合は、本学のみならず他の学生にも多大な迷惑を及ぼすこととなりますので、絶対にやめてください。

## 4. 自動車通学について

本学は、交通至便の地にあり、自動車通学の必要性があるとは考えられないため、自動車による通学を「全面禁止」しています。しかし、一部の学生による周辺地域への路上駐車が見られ、地域住民の通行だけでなく、消防車・救急車などの緊急車両の通行の妨げとなることで苦情が寄せられています。学生の皆さんは、本学構成員の一員としての自覚を持ち、「自動車通学禁止」のルールを厳守してください。規則に従わない場合は、大学として厳しい処分を行います。

## 5. バイク・自転車通学について

本学では、バイク通学も自粛を基本としています。やむを得ずバイク通学を希望する者に対しては、「単車通学登録申請書」の提出および「安全運転講習会」への出席を義務付けています。単車通学が認められた者には、「許可シール」を交付します。駐輪場を利用する際は、バイクの所定の位置（後部泥除け部など見えやすいところ）に貼りつけてください。「許可シール」が貼付されていないバイクは、駐輪場を利用できません。

自転車およびバイク利用者はルールを守って安全運転を心がけるとともに、必ず指定の駐輪場に整然と置いてください。本学周辺の道路やマンションなどの敷地内に放置することは、絶対にしないでください。もしそういう事例があれば、当該学生に対して厳しい処分を行います。

なお、大阪府自転車条例により、自転車の利用者は、自転車保険（個人賠償責任保険）への加入が義務づけられています。自転車事故で高額な損害賠償を負うケースもありますので、必ず加入してください。また、2023年4月から、自転車に乗る全ての人に対し、ヘルメット着用の「努力義務」が課せられました。罰則こそありませんが、法律には「ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」と定められています。

## 6. キャンパスマナー

### (1) 学内禁煙 ※20歳未満の喫煙は法律で禁止されています

本学では、学内での喫煙を禁止しています。健康増進法の受動喫煙防止条項により、喫煙の意識が大きく変わりました。受動喫煙による身体への害を避けるため、分煙や禁煙措置が一般的に行われています。受動喫煙は、主流煙より約2～5倍の害があるともいわれています。たばこを吸わない人にとっては、大変迷惑な行為です。20歳を過ぎても、喫煙の習慣を避けることを推奨します。

#### 【加熱式たばこの煙と受動喫煙】

最近では、加熱式たばこの種類も増えてきました。これらの加熱式たばこの煙にも有害な化学物質は含まれています。たばこ会社は、加熱式たばこ煙に含まれる有害成分量が紙巻たばこ煙よりも少ないため、切り替えることによってリスクが低減すると言っています。しかし、加熱式たばこ煙の方が高い成分があったり、まだ測定や評価がなされていない成分も多かったりしており、その主張は根拠が不十分とされています。加熱式たばこによる受動喫煙については、有害な化学物質にさらされるレベルが紙巻たばこよりも低いとされていますが、健康影響についての研究は限られているのが実情です。新型コロナウイルス感染拡大により、オンライン授業や在宅勤務の推奨に伴って自宅で過ごす時間が長くなっている状況下、たばこ会社は健康のため加熱式たばこへの切り替えを訴えかけていますが、本当に健康を考えるのであれば禁煙すべきであることはいうまでもありません。

### (2) アルコールに注意 ※20歳未満の飲酒は法律で禁止されています

20歳を超えるとお酒をたしなむ機会が多くなります。飲酒の経験が少なく、飲酒のペースがわからない学生にとって「イッキ飲み」は急性アルコール中毒を招き、「死」につながる危険性があります。とりわけ若い世代はアルコール依存症に陥る危険もあります。人のおだてにのらず、自分自身の体調をよく考えて、「イッキ飲み」は絶対にしないようにしましょう。また、周りの人への「飲酒の強要」は、絶対に行わないでください。

### (3) 食堂の利用

食堂は、全てセルフサービスとなっています。各自使用した食器類は必ず指定された場所に返却してください。食堂外に食器類を持ち出す場合は、特に厳守してください。お互いに気持ちのよい環境を保つとともに、マナーの向上に心掛けましょう。また、混雑時には、食事を済ませた人は速やかに他の人に席を譲ってください。談話室代わりに席を占領することは禁止しています。

### (4) 歩きタバコ、タバコや空き缶などの投棄の禁止

吹田市環境美化条例により、吹田市内全域において、歩きながらの喫煙および公共の場所へのタバコの吸い殻、空き缶などの飲料容器、その他ごみなどの投棄は禁止されています。さらに、「JR 岸辺駅周辺」が環境美化推進重点地区・路上喫煙禁止地区に指定され、環境美化指導員（吹田市職員）の勧告に従わない行為があった場合は、2,000 円以下の過料が科されるようになりました。

本学の学生としての自覚を持ち、条例に違反することのないようにしてください。

#### 【参考】

- ・吹田市【環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区一覧】

[www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1020118/1018433/index.html](http://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1020118/1018433/index.html)

## 7. トラブルの防止

### (1) 薬物乱用の防止

近年、青少年が大麻所持で身柄を拘束されたり、凶悪事件の犯人が大麻を使用していたりといった大麻に関わる事件が相次いでいます。また、著名人による覚醒剤使用や、大麻草の違法栽培事犯などの報道が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。主な薬物としては、覚醒剤、大麻(マリファナ)、ヘロイン、コカイン、危険ドラッグなどがありますが、これらの乱用は、自身の健康被害はもとより、周りの人々に計り知れない害悪をもたらします。

薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めています。しかし、精神依存性が強いので、一度使用を始めると、自分の意思ではやめられなくなります。

絶対に興味本位で試してみたり、甘い誘いに乗ったりしないようにしましょう。本学では、この種の行為については学則に基づき、厳罰で臨みます。

#### 【参考】

- ・厚生労働省

[www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou\\_taisaku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/)

- ・大阪府 健康医療部 生活衛生室薬務課

[www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/yakubutu/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/yakubutu/index.html)

- ・大阪府警察

[www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/yakubutsuranyo/index.html](http://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/yakubutsuranyo/index.html)

### (2) ソーシャルメディア利用の注意

近年、Facebook、Instagramなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やX（旧ツイッター）などインターネット上のサービスを利用して情報を発信、あるいは相互に情報をやりとりするソーシャルメディアの普及が進み、情報伝達手段の一つとして広く活用されるようになりました。

一方で、不特定多数の利用者が常時アクセス・閲覧可能であるソーシャルメディアを利用して発信した情報は、瞬時に伝達拡散され、後で取り消すことは不可能です。一人の心ない情報発信が予想外の結

果を生じさせ、他者に迷惑をかけることはもとより大きく非難される場合があります。

ソーシャルメディアを利用するときは、たとえ匿名であったとしても、自身の責任を伴う発言（発信）であることを認識してください。不用意な投稿は、家族や友人にまで被害が及ぶこともあり得ます。本学学生としての自覚と責任をもって、利用するようにしてください。

また、著作権侵害やわいせつ画像の掲載など、公共の秩序を乱すことや法律違反にはくれぐれも注意してください。本学学生が不適切な画像などを投稿していた事実が判明した場合には、学則に定める懲戒処分の対象とします。

#### 【参考】

- ・総務省『インターネットトラブル事例集』

[www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

### (3) 悪質商法に注意

学生を狙った詐欺まがいの悪質商法による契約トラブルが多発しています。日頃から自分の身は自分で守るという意識を持ち、「うまい話」「楽して儲かる話」などには乗らないでください。

#### ・ マルチ商法

「うまい儲け話がある」、「良い商品がある」と誘われて商品を購入し、被害に遭うケースがあります。人から人へと組織を広げる販売手法から、ネットワークビジネスとも呼ばれ、最近ではインターネットなどでの勧誘も増えています。また、被害に遭いながらそれと気づかず、友人や知人を勧誘してしまっ、いつのまにか加害者となるケースもあります。このような場合も、「特定商取引に関する法律」により罰せられることがあります。

#### ・ キャッチセールス

街角でアンケート調査などと言って呼び止め、事務所や喫茶店などに同行したうえで、契約を結ばせ、高額な商品を販売しようとするものです。

#### ・ デート商法

出会い系サイトなどで知り合った異性が、恋愛感情を巧みに利用して契約を結ばせ、高額な商品を販売しようとするものです。

#### ・ 迷惑メールによる不当請求

身に覚えのない請求書などが届く「架空請求」。出会い系サイト、アダルトサイト利用料金などの迷惑メールによる不当請求を受ける場合があります。

#### ・ 資格商法

「必ず、△△の資格が必ず取得できる」などと、興味を引きつけさせて契約させ、次々と高額な教材を売りつけたりする商法です。

この他にも、インターネット上で正規の企業や組織を装ったホームページから個人情報を求める「フィッシング詐欺」、販売目的を告げずに営業所や特定の場所に呼び出すなどの「アポイントメント商法」などがあります。

インターネットが普及し、自宅で手軽に買い物ができるようになりましたが、ネット通販を含め通信販売は原則としてクーリング・オフができません。申し込む前に要不要をじっくりと考えることが必要です。この他、違法な薬物販売をメールやインターネット等を通じて巧みに勧誘、販売するケースも増加しています。

#### (4) 被害に遭わないために

- むやみにアンケートなどに応じない。特に住所・電話番号欄の記入は注意しましょう。
- うまい話はめったにありません。"おいしい話"と思ったら十分警戒し、自宅や路上で勧誘を受けても、購入の意志のないときや必要がないときは「きっぱり」断りましょう。
- 契約する場合でも、納得するまで説明を受け、契約書や申込書の内容を十分確認し、契約内容を明らかにした書面をもらうこと。またその場では契約せず、家族や友人に相談するようにしましょう。
- サイン・押印はうかつにしないこと。身に覚えのない請求は、無視することが一番です。不注意に動くと個人情報教えてしまうことになりかねません。

#### (5) 主な相談窓口と電話番号

全般	大阪府警察 悪質商法 110 番	06-6941-4592
	消費者庁 消費者ホットライン	188
	国民生活センター 大阪府消費生活センター	06-6616-0888
	国民生活センター 吹田市消費生活センター	06-6319-1000
薬物	大阪府こころの健康総合センター	06-6607-8814

#### (6) 商品購入のトラブルについて

商品購入に関してトラブルに遭った場合は、早急に消費生活センターなどに相談してください。クーリング・オフが可能な場合もあります。また、商品を購入する際、クレジットカードを利用する機会が増えていますが、クレジットカードはあくまでも代金の支払いを先延ばしする「借金」であることになり、その後に「返済」がついてまわります。サラ金や学生ローンはもちろんのこと、クレジットカードの利用でも、お金の使いすぎには十分に注意してください。

## 8. 遺失物と拾得物

学内で落し物・忘れ物を見つけた場合は、学生課に届けてください。学内での落し物・忘れ物は学生課に届けられ、一定期間保管（※）されます。失ったことに気がついたら、学生課に来るようにしてください。

なお、学生証、免許証、キャッシュカード、クレジットカードなど悪用される恐れのある貴重品については、学生課に届けるとともに、警察や金融機関へも届け出てください。教室、食堂、屋外ベンチなどでかばんを置いたままその場を離れたり、仮眠したりしている間に、盗難に遭うケースがあります。貴重品は身に付ける習慣をつけ、荷物を置いたままその場を離れることがないようにしてください。

※保管期間は拾得物を受理した日から木曜日までとし、これを経過したものについては「遺失物法」に基づく手続きを行います。

## 9. 連絡方法

### (1) 学内掲示板

本学からのお知らせは掲示板で行います。掲示板の設置場所は下表のとおりです。

また、本学公式ホームページや学生用ホームページ「WEB PATHOS」、携帯電話を利用したモバイルキャンパスサポート「OGUS」で、学生生活をサポートする様々な情報を提供していますので、有効に活用してください。〔詳細については、OGUNET ヘルプデスク（17号館2階）にお問い合わせください〕

内容	設置場所
教務関係（授業・休講・補講・試験・レポートなど）	12号館1階
学生関係（奨学金・アルバイト・クラブ関係など）	学生食堂前
就職関係（各種ガイダンス・会社説明会・求人一覧など）	16号館2階キャリアセンター前
各種資格・講座	2号館1階エクステンションセンター前
	12号館1階学生食堂前
海外研修・留学関係	1号館1階国際センター前
	12号館1階学生食堂前

### (2) OGUMAIL（オグメール）

OGUMAILは本学が提供するE-mailです。GoogleのG Suite for Educationを利用しています。インターネットに接続できる環境であれば、いつでもどこからでも利用することができます。

OGUMAILには大学から学生生活をサポートする様々な情報を配信しますので、在学中は必ず利用するよう心がけてください。

#### 【利用方法】

「Gmail (Google)」ログイン画面にて、「ユーザー名通知票」に記載されている「メールアドレス」「仮パスワード」でログインします。2回目以降は、自分で決めたパスワードでログインしますので忘れないようにしてください

詳しい操作方法は、冊子「OGUNET 利用案内」または学生用ホームページ「WEB PATHOS」→ヘルプとガイドライン→OGUMAIL (Gmail) 操作マニュアルを参照してください。

### (3) 本学からの電話

本学から業務上、学生に電話をすることがありますが、必ず部署名、担当者名を明らかにしています。身元を明らかにしない電話はあり得ません。本学から皆さんに電話する場合は、06-6381-8434から発信します。携帯電話に登録しておいてください。

### (4) 学生から本学への電話

学生から本学へ電話する場合は、学籍番号、氏名、用件、関係部署などを具体的に教えてください。電話交換が関係部署につながります。

### (5) 呼び出し・伝言依頼について

学外からの、特定の個人への呼び出しや伝言依頼は、ご家族の不幸や緊急事態など特別な事情以外は一切受け付けていません。

## 10. 登録情報（現住所・電話番号等）の変更

学生本人および保護者（学費負担者）の現住所や電話番号などが変更された場合は、速やかに学生課にて所定の手続きを行ってください。なお、改姓の手続きをする場合は『戸籍抄本』（発行3カ月以内の原本）が必要です。

## 11. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険

大学における皆さんの活動は、高校時代に比べて大きく広がります。自らが怪我をしたり、また誤って他人の物を壊したり、他人に怪我を負わせて賠償を求められる事故も散見されます。このため本学では授業などの正課中、学校行事中、課外活動中（本学に届けたものに限る）および通学時などの事故により傷害を受けた場合に対する保険として、『学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）』および『学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）』に学生全員が加入し、学生生活をサポートしています。詳細は学生課で確認してください。

## 12. アルバイト

アルバイトは、学生生活において経済的問題解決の有効な手段のひとつであり、学生にとって適切なアルバイトの機会を得られることは重要なことと考え、学生課においてアルバイトの求人受付および学生への紹介を行っています。なお、本学では、1年次生に対しては学生生活への適応と学業に専念できる時間を確保させるために、原則アルバイトを禁止しています。また、学生アルバイトとしてふさわしくない職種については、求人受付はもとより、学生に斡旋することも禁止しています。したがって、不適切職務については、自らアルバイトに従事することがないようにしてください。

### 【注意事項】

- 求人条件などに実際と相違があるときは、学生課に報告してください。
- 学業が本分であることを自覚し、両立できる職種を選んでください。
- 教育的に好ましくないものは禁止。～深夜営業、風俗営業、選挙応援など～
- 人体に有害、危険を伴うものは禁止。～建築現場での高所作業、警備保障に関する業務など～
- 法令に違反する業務は禁止。～マルチ商法、違法客引き行為など～

## 13. 課外活動

### (1) 課外活動の意義

大学生生活の根幹は学問の追究あることはいままでもないことですが、大学は交友の場でもあります。教室における正課の授業とは別に、皆さんの旺盛な研究心や、芸術、スポーツに対する関心を満たす場として、また、心身を鍛練する場としての課外活動は、人格形成に極めて大きな影響を与えるものです。課外活動は正課の授業とともに、大学教育の両輪を担うものです。しかし、課外活動のために本来の目的である学問追究がおろそかになるようでは、本末転倒です。したがって、課外活動を始めるにあたっては、一時的あるいは衝動的に選択するのではなく、自己の性格や適性、能力、興味、勉学との関係などの諸条件を十分に検討したうえで、自分に最も適したクラブ・サークルを選択してください。

本学には、体育系・文化系など合わせて約70のクラブ・サークルがあり、在学生の約3割が所属して活発に行動しています。各クラブ・サークルの活動内容については、学友会が発行するパンフレット「APPLAUSE」を参照してください。

## (2) クラブ・サークルに入部するには

クラブ・サークルへの入部は、勧誘などの機会を含め随時可能です。学友会が発行する「APPLAUSE」を参照のうえ、不明な点があれば学生課へ問い合わせてください。

## (3) 諸手続きについて

クラブ・サークルが学内もしくは学外において活動を行うときは、実施の1週間前までに学生課に備え付けの所定用紙を提出し、学生部長の許可を得てください。

内容	書類
学内外で活動（練習・試合出場）する	「課外活動申請書」※「活動カレンダー」「参加者名簿」も併せて提出すること
学内施設を使用する	「施設使用願」
学内で印刷物を発行・配布する	「印刷物発行・配布願」
備品を借用する	「備品借用願」

## (4) 新規サークル結成について

新たにサークルを結成するには学生部長への届け出が必要です。学生課に備え付けの「サークル結成願」を提出し、学生部長の承認が得られた場合、本学公認の届出サークルとして認められます。詳細については、学生課で確認してください。

【サークル結成要件】 ※抜粋

- ・本学学生3名以上で構成されていること。
- ・本学専任教職員1名が顧問になること。
- ・政治活動や宗教の布教活動などの目的を持っているとみなされないこと。

## 14. 学校における感染症

学校における感染症は、学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」として第1種から第3種に分類され、感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

### (1) 感染症が疑われるとき

- 医師の指示に従い、感染の危険がなくなるまで自宅療養してください。
- 罹患したことを電話で保健センターに連絡してください。
- 治癒後、所定の「感染症罹患報告」または「診断書」を保健センターへ持参のうえ、確認処理の押印後、教務事務室教務課で手続きを行ってください。

(2) 学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条）

分類	病名	出席停止の基準
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルク熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群 (MERS コロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症	
新感染症		
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）

## 15. 学生相談・健康管理

### (1) 学生相談センター（本館4階）〔直通電話：06-6382-0266（受付）〕

学生生活の中で起こる大小様々な問題について、皆さん一人ひとりの考えを大切にしながら、皆さんが主体的に問題を解決できるよう、共に考えていきます。どうしたらいいのかわからないときは一人で悩まず、一度、学生相談センターを訪ねてください。心理相談やキャンパス・ハラスメントに加えて、学業・進路・生活などの問題についても必要な情報提供を行っています。なお、相談内容の秘密は厳守され、大学の内外いかなる方面にも漏れるようなことは一切ありません。また、障がいのある人やその家族などからの相談に対応する窓口ともなっています。電話による相談も随時行っていますので、気軽に利用してください。

#### ※キャンパス・ハラスメントとは

アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、スモーカー・ハラスメント、ストーカー行為やキャンパスライフでの人権や人格に関わる嫌がらせなど、基本的人権を侵害する全ての言動を指します。

### (2) 障がい学生支援室（12号館N棟3階）〔利用時間 9：00～17：00〕

障がいのある学生の修学支援に関わる窓口です。障がいのある学生と対話し、様々な選択肢や方法を探り、みなさんが充実した学生生活を送れるように、一緒に支援方法を考えています。障がいにより学ぶことに社会的障壁が生じている場合、学生課にある障がい学生支援室の窓口にご相談ください。

### (3) 保健センター（12号館N棟3階）〔利用時間 9：00～17：00〕

学生の健康管理（応急処置、健康相談、身体計測、情報提供、病院紹介、休養）を行っています。また、毎年3月と4月に定期健康診断を全学生対象に実施しますので、必ず受診してください。なお、学生相談センターのカウンセラー（臨床心理士）が週2回（火・金）保健センターに在席（10:00～16:00）していますので、気軽に利用してください。

※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、流行性耳下腺炎、水痘などに罹患したときは、必ず保健センターへ連絡してください。

## 16. 経済的支援（奨学金制度、学費減免制度など）

人物、学業成績が優秀な学生や、経済的理由により修学困難な学生に対して、学費の負担を軽減し、学修に専念できるよう奨学金を給付または貸与する制度が設けられています。

奨学金には、本学独自の奨学金や日本学生支援機構奨学金、高等教育の修学支援新制度、地方公共団体や民間による奨学金制度などがあります。また、本学独自の学費減免制度や信販会社と提携した教育ローンなどもあります。

4月募集	・企業後援会奨学金（給付） ・日本学生支援機構奨学金（貸与） ・高等教育の修学支援新制度 日本学生支援機構奨学金（給付）／授業料等減免 ・その他奨学財団 ・地方教育委員会等奨学金（給付・貸与）
11月募集	・学校法人大阪学院大学白井奨学生（学費減免）



大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部学生課  
〒564-8511 大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号